



報道発表資料の配付日時 6月21日(月) 17時00分

発表項目 (行事名)	新型コロナウイルス感染症に関する緊急要請		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 本日から7月11日までの間、北海道が「まん延防止等重点措置」の対象区域となることを受け、本日、関係大臣に対し、新型コロナウイルス感染症に関する緊急要請を行いましたので、お知らせします(要請書別添)。</p> <p>要請日：6月21日(月) 要請先：西村 康稔 経済再生担当大臣 坂本 哲志 内閣府特命担当大臣(少子化対策、地方創生) 梶山 弘志 経済産業大臣 田村 憲久 厚生労働大臣 河野 太郎 行政改革担当大臣 対 応：道東京事務所を通じて各大臣に要望</p>		
参 考			

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担 当 (連絡先)	総合政策部計画局計画推進課(担当者：課長補佐 菅原 伸一) TEL ダイヤルイン 011-204-5133(内線23-710)
--------------	--

新型コロナウイルス感染症に関する
緊急要請

令和3年6月

北海道

北海道は、6月21日から7月11日までの間、緊急事態措置の対象区域から、まん延防止等重点措置の対象区域となることが決定しましたが、依然として医療提供体制は厳しい状況が続いており、未だ新規感染者数が高い水準にある札幌市では、通常の医療に支障が生じる施設もあるところです。

このため、全道域での感染防止対策を徹底するとともに、札幌市や周辺市町村などにおいては、引き続き飲食店等に営業時間の短縮要請を行うなど、強い対策を講じております。

長きにわたる感染症との闘いは、道民の暮らしや社会経済活動の多くに甚大な影響を与えていることから、国におかれましては、財政状況の厳しい本道の実情を踏まえた支援や道内事業者への実効性ある支援とともに、円滑なワクチン接種に向けて、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

<要望項目>

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について

(1) 大規模施設への協力金に係る財源措置の継続について

6月21日以降、重点措置区域における大規模施設の時短協力金に係る国の財源措置が大幅に引き下げられた（協力要請推進枠8割→6割、即時対応特定経費交付金は対象外）が、大規模施設の時短は、基本的対処方針に沿った要請であることから、従前の財源措置を継続すること。

(2) 臨時交付金の早期配分等について

まん延防止等重点措置の適用に伴い、協力金や事業者支援など、多様な財政需要が生じていることから、速やかに「事業者支援分」の留保分（2,000億円）を配分するとともに、地方の実情に応じて柔軟に活用可能な「通常分」の臨時交付金の追加交付を行うこと。

2 事業継続や雇用維持への支援について

(1) 協力支援金の増額について

まん延防止等重点措置などに伴う飲食店や大規模施設等への営業時間の短縮要請に関し、要請に協力する事業者への協力支援金を増額すること。

(2) 大規模施設等に対する協力支援金の対象について

大規模施設等に対する協力支援金について、基本的対処方針において、休業・時短要請の対象とされながら、施設運営事業者に対する協力が「協力要請推進枠」の対象外となっている施設があることから、時短要請に協力した事業者のすべてに対し、公平に支援金が支給されるよう制度を見直すこと。

(3) 月次支援金について

月次支援金の増額や要件緩和、北海道の広域性に配慮した申請サポート会場の複数設置等、より強い支援を行うこと。

(4) 事業者への融資について

実質無利子・無担保融資の実施にあたり必要となる信用保証に基づく代位弁済等の都道府県負担への支援を行うこと。

また、日本政策金融公庫の資本性劣後ローンについて、貸付期間の延長等の条件緩和を行うとともに、資本性劣後ローンを対象とする信用保証制度を創設すること。

(5) 中小企業等事業再構築促進事業等の柔軟な運用について

中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、多くの事業者が活用できるよう柔軟な運用を行うこと。

(6) 持続化給付金等の要件緩和について

持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引き上げを機動的に行うこと。

(7) 雇用調整助成金の特例措置の延長等について

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・給付金の更なる延長や対象の拡充を行うこと。また、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設すること。

3 新型コロナワクチン接種について

(1) グランドデザインについて

総理が表明した、今年10月から11月にかけて希望する方すべてのワクチン接種完了について、接種完了の考え方が明らかになっていないことから、国として国民の何割の接種を目指すのか示すとともに、ワクチンの効果を広く啓発し、接種のインセンティブを高めるなどグランドデザインを早期に示すこと。

(2) ワクチン供給について

現在、医療機関における個別接種と市町村が設置する集団接種会場に加え、企業等が行う職域接種が進められているが、今後、効率的かつ効果的に接種を進めるため、ワクチンの供給量と供給スケジュールを早期に明らかにすること。

(3) 職域接種について

企業等が実施する職域接種については、申請した企業が円滑に接種できるよう、マニュアルや事例集の作成など、中小・地方所在の事業者を含む様々な企業等が利用しやすい環境整備を構築するとともに、1,000人未満の単位でも接種が可能となるよう検討するほか、接種が円滑に進むよう、必要な財政支援を行うこと。

(4) 財政支援について

現在、高齢者接種に関し7月末までの間、行われている財政支援について、高齢者以外への接種体制として8月以降も継続できるよう、自治体において必要な財政支援措置の継続及び拡充を行うこと。

令和3年6月21日

北海道知事 鈴木 直道